

## 春日井市予防接種健康被害者見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種を受けたことが原因で発生した健康被害者に対する、見舞金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象)

第2条 市は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、見舞金を支給する。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条第1項（同法附則第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）による給付制度の給付対象者
- (2) 春日井市任意予防接種費用補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）第3条第4号に掲げる予防接種で補助金を受け取った者、春日井市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意予防接種費用償還払い要綱（令和4年8月1日施行）に基づく償還払いの対象となった予防接種を受けた者又はワクチン接種緊急促進事業実施要領（「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について」（平成22年11月26日付健発1126第10号薬食発1126第3号厚生労働省健康診断局長厚生労働省医薬食品局長通知）別紙）に基づく予防接種を受けた者であって、当該予防接種の副反応により独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条の規定による副作用救済給付制度その他の公的救済給付制度の給付対象者

(見舞金の額)

第2条 見舞金の額は、予防接種を受けたことにより死亡したと認定された者については100,000円とし、それ以外の者については20,000円とする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 4 年 1 月 1 日以後に公的救済給付制度の給付対象となった者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。